

株式会社西日本シティ銀行 御中

## NCB ビジネスダイレクトワンタイムパスワード利用申込書

NCBビジネスダイレクトのログイン認証に必要な、ワンタイムパスワードの利用を申込みます。  
 なお、NCBビジネスダイレクトを利用するにあたり、パソコン、および、携帯端末等のセキュリティ対策については、当社（私）が責任を持って実施いたします。

### 記

当社（私）は、ワンタイムパスワードの利用を申込みます

住所				
お名前	代表口座お届け出印 			
	支店名	店番	科目	口座番号
代表口座			普通 当座	
ご担当者様		ご連絡先 電話番号		
備考	ご希望日時がある場合のみ、ご記入ください。			

- ※ ワンタイムパスワードをご利用になる場合は、ワンタイムパスワードトークン（アプリ）をダウンロードするスマートフォン、または、携帯電話等が必要です。
- ※ ワンタイムパスワードの利用を申し込まれた場合、全ユーザー様がワンタイムパスワードをご利用いただくこととなります。

以上

### 【銀行使用欄】

- ・ワンタイムパスワードの利用登録は、EBサービス本部処理依頼書（兼送付書）を添付してEBセンターに送付する。
- ・申込受付後、本申込書のコピーを契約者に交付する。（受取書不要）

受付店		
店番		支店名

検 印	印鑑照合印

EBセンター使用欄				
申込情報	契約情報	登録	仮登録 目検承認	検 印

## NCBビジネスダイレクト利用規定(抜粋)

### [ワンタイムパスワードサービス]

ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、サービス対応携帯電話機（以下「携帯電話機」といいます）にインストールされた専用ソフト(ワンタイムパスワードアプリ以下「携帯アプリ」といいます)により、取得され、表示された可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます)を、本規定21条(1)項の本人確認手続に加えて用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。

- (1) ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスのインターネットバンキング契約者とします。
- (2) 契約者はインターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用申込み」の手続きを行い、携帯アプリを携帯電話機にダウンロードし設定手続きを行ってください。その後、インターネットバンキングの「ワンタイムパスワード認証確認」画面にて契約者が入力し送信したワンタイムパスワード等と、当行が保有しているワンタイムパスワード等が一致した場合は、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、サービスの提供を開始します。
- (3) ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行所定の取引について、通常の本人確認方法に加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法にて正確に入力、送信してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等と、当行が保有するワンタイムパスワード等が一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。
- (4) 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行はワンタイムパスワード必要取引について利用を停止します。ワンタイムパスワードの利用再開を希望される場合は、契約者が当行所定の方法により当行に届出を行ってください。
- (5) 携帯アプリをインストールした携帯電話機を変更される場合は、管理者がインターネットバンキングで「利用者管理メニュー」から対象の利用者の「ワンタイムパスワード利用解除」を行ってください。全ての管理者が利用停止になり、ログインできるユーザがいなくなってしまった場合は、契約者が当行所定の方法により当行に届出を行ってください。
- (6) ワンタイムパスワードサービスの利用中止を希望する場合は、当行所定の方法により手続きを行ってください。この手続きが完了した後、当行所定の取引においてワンタイムパスワードの入力が不要となります。再度、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、前記[2]の手続きを行ってください。
- (7) ワンタイムパスワードおよび携帯アプリをインストールした携帯電話機は、契約者ご自身で厳重に管理してください。携帯電話機を紛失等された場合は、速やかに契約者から当行に届け出てください（ビジネスヘルプデスク:電話番号 0120-742-522）。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。